

岡本の国会での答弁

177-参-災害対策特別委員会-7号 平成23年05月18日

○増子輝彦君 民主党の増子輝彦でございます。

今日は、災害対策特別委員会で質問の時間をちょうだいしたことに、まず御礼を申し上げたいと思います。十五分という限られた時間の中でございますので、焦点を絞って、地域医療における様々な課題について御質問させていただきたいと思います。

東日本大震災、そして福島原発の事故が起きて、早いものでもう二か月以上がたちました。今日も、この原発地域の浪江町議会の皆さん、飯館村議会の皆さん、陳情に参っております。午前中は官邸にも行って、菅総理ともいろいろ陳情、要請をしまりました。こういう中で、松本防災大臣始め閣僚の皆さんや政府関係の皆さんにもそれぞれ被災地に入らせていただいていることに、改めてこの場から御礼を申し上げたいと思います。

今回のこの東日本大震災、加えて福島原発事故、本当に未曾有の大変な事故であります。特に福島原発の事故、かつて経験したことのない大変国難という中で、十万人近くの方々が避難を強いられ、また計画的避難ということも含めて、今厳しい状況に置かれていることは御案内のとおりでございます。

そういう中で、様々な今やらなければならない課題がたくさんあるわけでありまして。もちろん、復旧復興ということの道筋を付けながら、瓦れきの撤去を始め、あるいは農業関係者の再生や中小企業の皆さんの様々な課題、そして多くの避難民の皆さんの生活保障の問題等、いろいろあると思います。そういう中で、やはり人の命、この命を守るという観点からすれば、極めて医療に関係することは重要な課題だと思っております。

そういう中で、今回のこの東日本大震災における中で、福島原発の特に三十キロ圏内の中で被災を受けた病院あるいは福祉機関についてどのような今状況なのか、件数あるいは規模等、ひとつ教えていただきたいと思います。

○大臣政務官(岡本充功君) 今回、東日本大震災、それと伴う福島第一原発事故に際しまして、増子委員が様々な観点でお取組をされているということに敬意を払いつつ、我々が把握をしている医療福祉施設の被害状況について少し御紹介をさせていただきます。

病院の被害状況につきましては、現在、岩手、宮城、福島、こういった各県の全壊、一部損壊等について数字を把握をしているところでありまして、岩手県は全九十四病院中、全壊が四、一部損壊が六十、それから宮城県は全百四十七病院中、全壊が五、一部損壊が百二十三、そして福島県が全百四十病院中、全壊が二、一部損壊が百十三との報告が三県からありました。また、診療所の被害状況についても、更に詳細な状況を確認しなければならないということもある前提の上でありますけれども、岩手県が全九百二十四医院中、全壊十四、一部損壊五十七、宮城県が全千五百八十医院中、全壊六十七、一部損壊三百十六、そして福島県が全千四百六十八医院中、全壊ゼロ、一部損壊二十九との報告が三県からあったところであります。

三十キロ圏内に限ってということになりますと、なかなか人が立ち入れない地域もある関係で詳細な被害状況が分からないというところがありまして、ちょっと現時点でお答えをするということが難しいと考えております。

○増子輝彦君 今後のことも大事なんですけれども、緊急時で移送されたときの実は問題なんです。そのベッドの規制があるがために受け入れられない、お帰りいただかなければいけないという問題が随分出たんですね。ですから、緊急避難時の場合のベッドの確保という点について今後柔軟性を持って考えていただかなければならないということ、しっかりこれも実際検討してください。

二つ目には、緊急で避難をしたときに、実は入院ベッドが空いていない、それによって老健施設

だとか福祉施設に実は入れるんですね。そうすると、これは何度も実は厚労省にも回答を求めているんですが、今もって出てきませんけれども、入った施設が老健施設あるいは福祉施設がゆえに、通常の医療サービスを受けている方々が、診療報酬としてはまさにこの老健施設とか福祉施設の診療報酬しか受け取れないという、支払ができないという問題が実は大きな問題となって、現実にあったんですね、今も引き続いているかもしれませんが。

このところも、施設に入れて、その施設で判断するのではなくて、医療サービスを受けているこれらの患者さんや高齢者の皆さんの状況が私は判断基準になるんだと思うんです。このところも是非しっかりと今後とも検討していただきたい。検討してもらえるかどうかだけの答えをお願いします。

○大臣政務官(岡本充功君) 委員からそういう御指摘をいただいているということは事務方からも聞いております。

先ほどの答弁とも重なりますけれども、定数を超えて病院に受け入れた場合でも、当面の間、診療報酬を減額しない等柔軟な取扱いをすることとしておりますので、基本的に医療が必要な方というのはやはり病院に行ってください。レントゲンが必要だったりエコーが必要だったり、そういう医療機材がやはりあるところの方が真の意味で療養が必要な方にとってのいい環境でありますので、多少ベッドがオーバーしても病院に行ってくださいというようなことで医療を受けていただきたいし、介護が必要な方については介護施設で介護を受けてくださいと、こういうことなんだろうというふうに考えています。

○増子輝彦君 政務官、私が申し上げているのは、その患者さんを通常のベッドに入っていたら医療サービスをしていただかなければならないけれども、ベッドが空いていないので、同じ敷地内にある福祉施設、老健だとか特老とかそういうところに入っていたら。そのときに実は診療報酬は、老健だとか特老の診療報酬しか払えないということが問題だと言っているんですから、そのところを間違えない——結構です、結構です、時間がありませんから、そういうことを今後とも十分検討していただきたいし、再三私は厚労省の方へこの問題について回答を求めています、今もって回答が来ませんので、しっかりとした対策を講じていただきたいと思います。

それで、次に二重債務問題。これは全ての実は分野あるいは人々にかかわってきている問題なんですね。もちろん中小企業も、事業所が崩壊してしまった、津波で流されてしまった、様々な課題。農家の皆さんも、農機具を買ってローンが残っていたけれども、津波あるいは地震、そしてこの避難の中にまだまだローンが残ってしまっている。本当に各界各層あらゆる分野にこの二重債務ローン問題が実は残ってきているんですね。

その中で特に医療機関、非常に大きな今実は切実な問題となっているわけでありまして。病院、先ほどもお話がありましたとおり、随分地域医療が崩壊をしつつあります。特に東日本震災や福島原発の事故の中における病院というものの今後の再建、これをしていく場合に、せつかく病院の運営を順調にしていたけれども、今回の津波や地震や原発の事故によってその場所で運営ができなくなるほど大変な打撃を受けてしまったという状況の中で債務が残っていると。新しい病院を造るのにも新しい今度融資を受けるけれども、二重債務の処理がきちっとしなければ病院経営ができないという大きな課題が実は病院にも残っているんですね。これは福祉施設も全く同じなんです。この問題をしっかりと対応していかないと地域医療の崩壊につながっていくということは、もう御存じのとおりだと思います。

実は福祉医療機構の貸付実績で見ますと、津波エリアで今この貸付けが約六百十一億円、そして原発エリアの中で五十三億六千万円ぐらいの実は貸付けがあるんですね。これは福祉医療機構だけです。それ以外のを調べてみますと、民間の金融機関がこのエリアだけで約九百億の融資があるというふうな調査が出ています。合わせて千五百億近くの実は債務が、崩壊をしたり津波等で被害を受けた原発のエリアの中であるんですね。このところを解決していかないと実は地域医

療が崩壊をしてしまうという問題が切実な問題になってきていると思います。

これは医療債務の解決、どういうスキームでやっていくのか、大変重要な課題だと思います。中小企業の問題あるいは農業者の問題、個人の様々な課題、いっぱいあると思います。今日はあえてこの医療債務に対する二重ローンの解決について具体的な方法を何かお持ちならしっかりと答えていただきたいと思いますし、ここは是非、この二重ローン、いわゆる二重債務の医療機関に対するものについてはやっぱり長い期間、それこそ一時、買い上げることは私はできないと思うんです、これは住専の失敗がありますから、住専のように国で買い上げては駄目です。何らかの方法でこの債務を処理するための新しい仕組みをつくっていくことが地域医療を守るようになっていくと思います。これは福祉医療機構を活用することもまた一つの方法だと思います。

こういった観点から、どのようにお考えになっているか、御答弁をお聞かせいただきたいと思ます。

○大臣政務官(岡本充功君) まず、事実関係といたしまして、被災された事業者や企業のローンについて、震災後、金融庁から直ちに金融機関に対して貸付条件の変更の申込みに積極的に対応するよう要請が出されたということは承知をしております。

一方で、厚生労働省といたしましては、第一次補正におきまして、被災した医療機関の復旧を支援するため、また、社会福祉施設についてもほぼ同様でありますけれども、いわゆる融資につきましては、福祉医療機構の通常時の貸付限度額、これを引き上げて、また通常時の貸付限度額が七億二千万円であります、この間にあっては無利子にするということに、この期間を五年間設けたところであります。

さらに、据置期間の延長、融資率の引上げなども行っているということではありますが、今、増子委員から大変重要な御指摘がありましたけれども、民間の金融機関等の範囲だけでは対応できない問題として二重ローンの問題をどう考えるかというのは大変大きな課題であります。様々な工夫を国会でも御議論いただかなければならないと思っておりますし、一方で、先ほど農業だとか中小企業だとか挙げられました。病院だけではない、様々な被災者の皆さん方の中での公平性の観点、こういったものも見ながら決めなければいけない問題でありまして、なかなか厚生労働省一省で解決する課題でもないということも御理解をいただきたいと思ます。